府　令

○内閣府令第八十三号

日本学術会議法（昭和二十三年法律第百二十一号）の廃止に伴い、日本学術会議会員候補者の内閣総理大臣への推薦手続を定める内閣府令を廃止する内閣府令を次のように定める。

令和八年九月三十日　　内閣総理大臣　高市　早苗

日本学術会議会員候補者の内閣総理大臣への推薦手続を定める内閣府令を廃止する内閣府令

日本学術会議会員候補者の内閣総理大臣への推薦手続を定める内閣府令（平成十七年内閣府令第九十三号）は、廃止する。

附　則

この府令は、令和八年十月一日から施行する。

○内閣府令第八十四号

日本学術会議法（令和七年法律第七十号）の施行に伴い、及び国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）を実施するため、内閣府所管旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年九月三十日　　内閣総理大臣　高市　早苗

内閣府所管旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令

内閣府所管旅費取扱規則（昭和二十七年総理府令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表中日本学術会議会員等の欄を削る。

附　則

この府令は、令和八年十月一日から施行する。

省　令

○国土交通省令第七十七号

道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二十三条第二項の規定に基づき、車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令（平成十三年国土交通省令第百三号）の全部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月三十日　　国土交通大臣　井林　辰憲

車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令

（道路構造令第二十三条第二項の国土交通省令で定める基準）

第一条　道路構造令第二十三条第二項の国土交通省令で定める基準は、車道（二以上の車線を有する道路においては、各車線）及び側帯（以下「車道等」という。）の舗装に係る性能保持想定期間（車道等を新設し、又は改築してから、当該車道等の舗装が次条及び第三条に定める性能を確保するため車道等の舗装の維持又は修繕を行う必要があると認められる状態に達するまでの期間として設計上想定される期間をいう。）について国土交通大臣が定める基準に適合するものとする。

（自動車の輪荷重を支持するために必要な車道等の舗装の構造に関する性能）

第二条　車道等の舗装は、路床、床版その他これらに類するもの（以下この条において「路床等」という。）と一体となって自動車の輪荷重を充分に支持するに足りるものとして、次に掲げる性能を有するものとする。

一　自動車の輪荷重を充分に分散させて路床等に伝えるもの（路床等のみで自動車の輪荷重を充分に支持することができる場合を除く。）

二　舗装内部への雨水その他の地表水（この号及び次号において「雨水等」という。）の浸入が最小限度となるもの（浸入した雨水等によって舗装の強度が著しく低下しない場合を除く。）

三　路床等への雨水等の浸入が最小限度となるもの（浸入した雨水等によって路床等の強度が著しく低下しない場合を除く。）

（自動車の安定した走行を確保するために必要な車道等の舗装路面に関する性能）

第三条　車道等の舗装路面は、次に掲げる性能を有するものとする。

一　自動車が車道等に沿って通行する場合に安定した走行を確保できるもの

二　自動車が進路の変更をする場合に安定した走行を確保できるもの

三　舗装路面の排水を速やかに行うことができるもの

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前に行った設計による道路については、この省令の規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分に対しては、当該規定は適用しない。この場合において、当該部分に関しては、なお従前の例による。

○国土交通省令第七十八号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月三十日　　国土交通大臣　井林　辰憲

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（空域調整整備室並びに管制運用企画調整官及び航空管制官養成企画調整官）	（空域調整整備室及び管制運用企画調整官）
第百二十九条　管制課に、空域調整整備室並びに管制運用企画調整官及び航空管制官養成企画調整官それぞれ一人を置く。	**第百二十九条**　管制課に、空域調整整備室及び管制運用企画調整官一人を置く。
2～4　（略）	2～4　（略）
5　航空管制官養成企画調整官は、航空交通管制業務に従事する職員の養成の促進に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（交通管制企画課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。	（新設）

附　則

この省令は、令和八年十月一日から施行する。

○国土交通省令第七十九号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十九条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十八条第四項の規定に基づき、地方航空局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月三十日　　国土交通大臣　井林　辰憲